

令和8年度 重症心身障害者等施設整備事業費補助金 事業実施調査票

【市町 → 県・担当課】

グループホーム・生活介護事業所の新規創設分

※各市町で定める「障害福祉計画」の内容と整合・調整が図られているか等を検討の上、優先順に記入（No.1が最優先の整備案件）

0入のセルは「0」を入力
※数値は入りませんがセルの着色が消えます。

※色つきセルにのみ該当する数値・項目を入力願います。

(単位：千円)

No.	法人名	事業所名 (グループホーム、生活介護事業所名)	建物の所有	構造	定員	利用者の障害支援区分							重度割合	浴室面積(m ²)	a	b	c	d (a-bまたはcの小さい方の額)	補助金所要額(補助基本額の3/4)	施設担当者名	連絡先電話番号		
						対象経費の実支出額	寄付金その他収入	基準額	補助基本額														
1						なし	1	2	3	4	5	6	計										
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							

●設備整備 事業概要

- 目的：
重症心身障害者等が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることを目的とする
- 対象：
重症心身障害者等を受入可能な施設として整備されるグループホームまたは生活介護事業所の新規創設
- 補助要件：
- 施設の整備に必要な工事費または工事請負費（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備等を含む。）および工事事務費（工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監理費等をいい、その額は補助の対象となる工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）ただし、本事業以外の補助を受けている場合にあつては、当該補助額を補助率で割り戻した額（当該補助対象となる事業費相当額）を控除した額とする。
 - グループホーム
 - 機械設備を活用した入浴が可能な浴室と脱衣室を整備すること。（床面積：15㎡以上）
 - 各居室等にスプリンクラーを設置するとともに、避難時の安全確保に配慮された構造となっていること。
 - 電動車椅子等での生活を想定した十分な建物の広さと強度が確保されるとともに、住居内から公道への動線が確保されていること。
 - 生活介護事業所
 - 機械設備を活用した入浴が可能な浴室と脱衣室を整備すること。（床面積：45㎡以上）
 - 災害時においても安全確保に配慮された構造（原則として平家建）や迅速に避難等が可能な人員体制を備えるとともに、定期的な避難訓練等の実施が計画されていること。
 - 電動車椅子等での施設内移動を想定した十分な室面積や幅の通路等が確保されるとともに、各室から玄関を通過して公道に至るまでの動線が確保されていること。

補助基準額 20,000 千円以内
補助率 3/4以内

令和8年度 重症心身障害者等施設整備事業費補助金 事業実施調査票

【市町 → 県・担当課】

機械浴槽等設備の購入・設置分

※各市町で定める「障害福祉計画」の内容と整合・調整が図られているか等を検討の上、優先順に記入(No.1が最優先の整備案件)

0人のセルは「0」を入力
※数値は入りませんがセルの着色が消えます。

※色つきセルにのみ該当する数値・項目を入力願います。

(単位：千円)

No.	法人名	事業所名 (グループホーム、生活介護事業所名)	建物の所有	構造	定員	利用者の障害支援区分							重度割合	浴室面積(m ²)	a	b	c	d (a-bまたはcの小さい方の額)	補助金所要額(補助基本額の3/4)	施設担当者名	連絡先電話番号	
						対象経費の実支出額	寄付金その他収入	基準額	補助基本額													
						なし	1	2	3	4	5	6	計									
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						

●設備整備 事業概要

○目的：
重症心身障害者等が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることを目的とする

○対象：
重症心身障害者の入浴介助に必要な機械浴槽等の設備の購入・設置

○補助要件：
 1. 共同生活援助または生活介護を実施する既存施設
 2. 重症心身障害者が通所しており、入浴を利用していること
 3. 国庫補助制度の対象とならないもの(国庫補助金を優先すること)
 4. 機械浴槽等の設備の購入・設置に要する経費(浴室等の改修は対象外。ただし、取付工事費用は含む)

補助基準額 5,000 千円以内
補助率 3/4以内

令和8年度 重症心身障害者等施設整備事業費補助金 事業実施調査票

【市町 → 県・担当課】

※各市町で定める「障害福祉計画」の内容と整合・調整が図られているか等を検討の上、優先順に記入
(No.1が最優先の整備案件)

個室等(専有スペース)の設置のための改修・新規創設分

0人のセルは「0」を入力
※数値は入りませんがセルの着色が消えます。

※色つきセルにのみ該当する数値・項目を入力願います。

(単位：千円)

No.	法人名	事業所名 (グループホーム、生活介護事業所名)	建物の 所有	構造	定員	利用者の障害支援区分							重度 割合	個室等 面積 (㎡)	a	b	c	d (a-bまたは cの小さい方の 額)	補助金 所要額(補 助基本額d の3/4)	施設 担当者名	連絡先 電話番号	
						対象経費の 実支出額	寄付金その 他収入	基準額	補助基本額	なし	1	2			3	4	5	6				計
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						

●設備整備 事業概要

- 目的：
重症心身障害者等が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることを目的とする
- 対象：
強度行動障害者の支援に必要となる個室等(専用スペース)の設置のための改修、新規創設
- 補助要件：
 1. 共同生活援助または生活介護を実施する施設
 2. 強度行動障害者が通所(通所予定)であり、強度行動障害者の支援のために個室等(専用スペース)の設置が必要
 3. 個室および専用スペースを確保するために必要な施設の改修・新規創設にかかる経費
 4. 地域の自治体との間で、整備の必要性および運営について合意が形成されていること
 5. 重症心身障害者等の受入にあたって必要な、医療機関等の地域関係者とのネットワークが構築されていること
 6. 強度行動障害支援者養成研修または行動援護従業者養成研修を受講した(受講予定)の職員がいること

補助基準額 5,000 千円以内
補助率 3/4以内

令和8年度 重症心身障害者等施設整備事業費補助金 事業実施調査票

【市町 → 県・担当課】

グループホームの新規創設分

※各市町で定める「障害福祉計画」の内容と整合・調整が図られているか等を確認の上、優先順に記入（No.1が最優先の整備案件）

0人のセルは「0」を入力
※数値は入りませんがセルの着色が消えます。

※色つきセルにのみ該当する数値・項目を入力願います。

(単位：千円)

No.	法人名	事業所名 (グループホーム名)	建物の 所有	構造	定員	利用者の障害支援区分							重度 割合	浴室面 積(m ²)	a 対象経費 の実支出 額	b 寄付金その 他収入	c 基準額	d (a-bまたは cの小さい方の 額) 補助基本額	補助金 所要額 (補 助基本額d の3/4)	施設 担当者名	連絡先 電話番号	
						なし	1	2	3	4	5	6										計
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						

●設備整備 事業概要

- 目的：
重症心身障害者等が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることを目的とする
- 対象：
重症心身障害者等を受入可能な施設として整備されるの新規創設
- 補助要件：
 1. 施設の整備に必要な工事費または工事請負費（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備等を含む。）および工事事務費（工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監理費等をいい、その額は補助の対象となる工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）ただし、本事業以外の補助を受けている場合にあっては、当該補助額を補助率で割り戻した額（当該補助対象となる事業費相当額）を控除した額とする。
 2. グループホーム
 - ・ 重度障害者（次のいずれかを満たす者を言う。障害支援区分5または6の者、障害支援区分の認定調査項目の内、行動障害に関連する項目が10点以上の者もしくは、療育手帳の障害程度A1である者）の受入れに対応した施設であること。
 - ・ 入居する障害者の地域での暮らしを支えるため、拠点となる施設等から人員面やケア面での必要な支援を受けることができること。
 - ・ 地域住民との協働した農福連携や、地域の防災訓練への参加など地域住民との協働活動を実施すること。

補助基準額 39,067 千円以内
 ※短期入所加算有り 定員2名以下 8,600千円
 定員3名以上 17,200千円
 補助率 3/4以内

本補助金（交付要綱 別表4の施設整備）と民間心身障害児者社会福祉施設整備補助金の両方の交付を受けることはできません。ただし、本補助金（交付要綱 別表4の施設整備）を要望する場合は、原則、民間心身障害児者社会福祉施設整備補助金も要望してください。

令和8年度 重症心身障害者等施設整備事業費補助金 事業実施調査票

【市町 → 県・担当課】

※各市町で定める「障害福祉計画」の内容と整合・調整が図られているか等を検討の上、優先順に記入（No.1が最優先の整備案件）

医療的ケア児等の新たな受入または受入に必要な設備整備・備品購入

0人のセルは「0」を入力
※数値は入りませんがセルの着色が消えます。

※色つきセルにのみ該当する数値・項目を入力願います。

(単位：千円)

No.	法人名	事業所名	建物の所有	構造	定員	利用者の障害支援区分							重度割合	個室等面積 (㎡)	a 対象経費の実支出額	b 寄付金その他収入	c 基準額	d (a-bまたはcの小さい方の額) 補助基本額	補助金所要額 (補助基本額dの1/2)	施設担当者名	連絡先電話番号	
						なし	1	2	3	4	5	6										計
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						

●設備整備 事業概要

- 目的：
重症心身障害者等が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることを目的とする
- 対象：
医療的ケア児等の新たな受入または受入に必要な設備整備、送迎用自動車等備品購入・設置
- 補助要件：
1. 医療的ケア児等が通所（通所予定）していること
2. 医療的ケア児等の新たな受入れに必要な設備整備、送迎用自動車や備品購入・設置に要する費用

補助基準額 2,000 千円以内

補助率 1 / 2 以内